和歌山縣遭難者遺族救助義金

去月廿八日和歌山縣下牟婁郡の沿海に於て暴風怒濤の爲め四百五十餘の漁夫は行衛不分明となりたり其後の報に依るに是等のものは大抵魚腹に葬むられたるならんと云ふ世にも稀なる不幸にして實に氣の毒千萬なれども死者は如何ともするに由なく跡に生存せる遺族に至りては村々の生産者悉く死亡して老幼婦女は目下既に飢餓に迫り其慘況見るに忍びずとの報あり同所太地村の漁民は去る明治十一年中百餘名溺死して其遺族今日に至り僅かに生計を立つる者四十七戸なりと云ふ今回の遭難は之に數倍する慘害なれば今後遺族の困難は如何許りなるべき世間情あるものゝ傍觀に忍びざる所なり依て本社は是等遺族を救恤する爲め世の慈善家に訴へ幾に義金を募集す幸に左の規定に從ひ多少に拘らず義金を投じて此の窮民を救恤せられんと本社の切望する所なり

義捐金は一口金十錢以上とす

(一) 地方より郵便爲替を以て送金せらるゝ方は東京芝口郵便局拂にして取組まるべし

(二) 義捐金募集の期限は來る二月十日迄とす

(三) 本社に達したる義捐金は取纏めて和歌山縣知事に送付し處分方を依頼すべし

(四)

廿六年一月十日　時事新報社

時事新報

禮儀を忽ゝす可らず

日本人は貴賤上下の別なく禮儀を重んずるの心淺からず其日常の坐作進退如何にも優美高尚にして眞に君子の風采を存せりと世界一般の公評にして殊に親から我國に渡來して國民生活の實況を目擊したる歐米の漫遊者なぞは何れも口を極めて日本の風俗の美を稱贊せざるはなし人民禮を重んじて粗暴野卑ならざるは文物進歩の明證なれば我國民が此點に於て世界に冠たるは無上の榮譽にして外國に對しても誇るに足る可き事柄なりと我輩の信ずる所なるに然るに爰に不都合千萬と申すは西洋人が斯くまでに我國の人文優美を賞稱するにも拘らず主人たる日本人は却て此邊に冷淡にして自家特殊の美風を度外視するの一事にして恰も今日に得たる名譽を長くせんとするの念なきものゝ如し抑も王政維新の一事と共に古來の制度習慣は大概皆破壞の難に遭はざるなき其中に彼の禮儀作法の一事も實際に無用なりとの攻擊を免かれず男子身を立てゝ世に處するに區々たる禮節は取るに足らずとして世間一般に之を顧る者なきさのみか却て故さらに之を排斥し偶ま禮讓の士人を見れば目するに因循書弊の名を以てする程の有樣なりしかば其風に化せられたる今日の若年輩が都て禮法に暗くして平常の言行兎角に殺風景なるも亦怪しむに足らず例へば彼の帝國議會府縣會等にて議員の擧動甚だ穩ならず動もすれば亂暴部陋に陷らんとするの模樣あるも亦是れ禮儀排斥論の結果にして日本人の體中禮儀を重んずるの念虚は次第に毒られつゝあるの一證として見る可し左れば從來歐米の漫遊客なぞは多くは我國の名人若しくは婦女子の言語動作を見聞して其筆

重優美なるに感服心醉したるものならんなれども若し也た其眼界を轉じて我壯年の男子殊に書生の生活を經たる人々の實際を目擊したらんには必ず其粗野殺風景なるに驚くみとならん今の壯年輩には外情に通じ又外國の語を語る者も少からざるに其日常は則ち依然たる日本書生にして外人の日本に對して稱揚する所は書生にわらずして却て因循舊弊なる老人婦女子に在りと云ふ書生その人の身と爲りては痛に赤面の情に堪へざる可し或は禮儀は人間社會の虛飾にして是が爲めに貴重なる時と勢とを費すは惜む可し世の文明進歩して實利主義の愈ゝ行はるゝに從ひ禮儀は自然に衰滅するに相違なしなぞ說をなす者もあらんかなれども甚だしき謬見にして禮儀と實利とは決して相撞着するみとなきのみならず禮儀は即ち社會の幸福を進ずる一大勢力として認めざるを得ず若しも世間の人が一般に禮儀を顧みず誰も彼れも其意中に思ふ所を明らさまに公言して互に遠慮なく心の欲する儘に事を行ひたらんには社會の秩序は一日も保つ可らざるみと智者を俟たずして明なり畢竟するに禮儀は猶ほ車輪の廻轉を滑にする油の如し此油ありてみを始めて人事の機關も故障なく運動するみとなれ殊に近來は外交次第に開けて彼我人民の相接するみとなれば實際に就ては此際唯日本在來の古禮式を知るのみにて行はるゝ作法をも一通り尙は進んで外國の交際社會に行はるゝ作法をも一通り心得置くみと肝要なる可し然るに我壯年輩は既に自國の禮法をば無用なりとて之を放棄し去り其一方に未だ外國の禮を學ぶにも至らず正に兩者の中間に在て恰も無禮無作法の境遇に彷徨する者にして此有樣を以て押し行かんには世界第一禮儀國の評判も遠からずして日本を辭し去る可し遺憾に堪へざるなり但し我輩が斯く禮儀論を論ずるは雖も彼の身心の發達尙ほ未だ充分ならざる幼年の小學生徒などに向ひ行儀作法の教を嚴にして其運動を妨るが如きは大に取らざる所なり別に論あり他日に讓る

官報

○海軍省令第一號

海軍志願兵徴募細則第二條中「一月」ヲ「四月」ニ第三條中「三月十日」ヲ「六月十日」ニ第五條中「四月一日」ヲ「七月一日」ニ改正ス

明治二十六年一月十七日　海軍大臣子爵仁禮景範

海軍省令第一號參照

海軍省令第五號海軍志願兵徴募細則（明治二十二年六月二十日）抄錄

第一條　志願兵徴募ノ數額ハ每年一月ニ於テ告示ス

第二條　前條ノ告示アリタルトキ地方長官ハ其年海軍志願兵徴募規則ニ遵ヒ管下ノ出願セシ嶋司郡市長ヲシテ之ヲ調査セシメ嶋郡市及兵種ヲ區別シ志願人員表ヲ作リ三月十日迄ニ之ヲ海軍志願兵徴募區分官スル鎮守府司令長官ニ報告スベシ

第三條　嶋司郡市長ハ志願人ヲ選査スル當リ海軍志願兵徴募規則第四條ニ準ジ之ヲ選査スベシ

第四條　嶋司郡市長ハ其年海軍志願兵徴募規則第四條ニ準ジ之ヲ選査スベシ

第五條　鎮守府司令長官ハ四月一日發左ノ關官ヲ派出シ志願人ヲ檢査スベシ

海兵團徴募官　志願人身體檢査撰用ノ事務ヲ掌ル

軍醫官　志願人ノ身體檢査ヲ掌ル

主計　徴募官ニ屬シ庶務ニ從事ス

看護手　軍醫官ニ屬シ身體檢査ニ從事ス

○遞信省告示第十二號

濠洲英領殖民地「クインスランド」郵政廳ハ自今書留郵便物ノ紛失ニ對シ賠償スル旨通知アリ

明治二十六年一月十七日　遞信大臣伯爵黑田清隆

雜報

○佛國の不德事件

に付き去る十二月二十日の下院議場に於て大騷動ありしみとは一兩日前の紙上に記せり其後の模樣は左の如し

懲憲者は何人か　先年宮鐵發行計畫の折運河會社資本金の中より幾百萬法を費して共和黨中錚々たる人々へ賄ふたり而して其人々は職掌柄の如何を顧みず竊かに之を受けたりとは是れ本事件の大趣意なり左りながら假令ひ賄ふたるにもせよ又假令ひ之を受けたるにもせよ數年後の今日に至るまで無事に經過したるものを近頃始めて之を發見したるが如く意外の大事に至りたるは如何んぞ何か爲めにする所ありて態と摘發したるものあるにあらずや而して或は其摘發者ならんと人の疑心を惹きたるものゝ一人には前內務卿コンスタン氏あり氏は共に內閣に於て肩を並べし人々の中に今尙ほ其職に止りしものあるを以て是等の人々をも失敗せしめん爲め隱秘を發きて遂に大事に至りたるなりと云ふものあれども玆に今一ッ風說の行はるゝものあり其云ふ所に據れば大統領カルノー氏も煽動者の一人なるが如し氏は過る千八百八十七年前大統領グレヴィー氏が勳章賣却事件より辭職したる後を受け爾來無事に勤續して既に七年の期限も明年十二月迄となりければ再撰の當るや當らざるやを氏の身となりて考ふれば共和黨中人物多しと雖も上下兩院の多數を得て大統領たるべき人を求むれば其數甚だ少く今日の所にては獨り現任陸軍卿フレシチー氏あるのみ之を除けば他は與し易しとして偖其之を除くの方法を考ふるにフレシチー氏の機關新聞テレグラフは發行高僅かに千枚內外に過ぎずとの評判なれども兎も角も今度の賄賂一件に付ては巴奈馬運河會社より貰て二十二萬法を受けたりとの說ありカルノー氏は此事實を知るが上に一方に於て本事件の關係者を見渡せば氏の友人には甚だ少きが如く其競爭者其反對者に多きが如くなれば氏は竊かに時の司法卿リカール氏に要旨を含めて本件の詮議を嚴しくし若し證跡の見るべきものあれば他の內閣員に相談せず着々審問に附せんとし司法卿も之に同意して其方針に歩を進めたるものなり左れども肝腎のフレシチー氏は其後別に摘發さるゝ所なく否カルノー氏の競爭者が危險に迫るのみならず騎虎の勢ひ止むる所なくしてカ氏自身及び共和政府までも危うからんとする有樣となり始めの目的聊か齟齬しければ急に方針を變じて成るべく穏かに局を結ばんとしたる所より其結果はルーヤー內閣の辭職となり次に組織されしリボ氏內閣は勢ひ嚴重に取調べを爲さゝるべからざる次第となりなる必要する者あり生死の決鬪　十二月二十日の下院議場に於てクレマンソー氏が武將軍黨デルレード氏の非難を辨駁し同氏及び同黨のミールヴォア氏に對し虛言吐き云々の語を爲したるより起りし三人間の決鬪は翌二十一日試合ひの響なりしが事故ありて二十二日に延引したり元來決鬪なるものは双方の間に聊か血を見れば足れりとして生死に關するみとは少なけれども今度三氏の間の立會ひは勝敗の決鬪にあらずして寧ろ生死の決鬪なり必ず一方は死を免るゝ能はざるべし即ち其立會ひの次第は第一番はクレマンソーとデルレーの試合ひたるべし武器はピストルたるべし決鬪者は之を携へ中央より双方共二十歩の外に立ち合圖の號令を待つべし號令あるや否や各々十五歩づゝ進み愚ひの會に發射すべし發射は二發たるべし彈丸は[illegible]

後二時五十五分（[illegible]）●上田發（下り）午前八時五十二分、午後二時五分、五時二十分、七時二十分、十一時十分●長野發（下り）午前八時十分、十一時十分、午後三時三十七分、七時二分○（上り）午前七時五分、十時三十分、午後一時四十五分、五時五分、五時五十五分○（上り）午前七時五分、十時三十分、午後一時七分、四時三十二分、七時五十分、午後一時十五分、五時五分、五時五十分●高田發（下り）午前九時四十七分、午後一時十四分、四時二十分、午後一時四十五分、五時五分

（以上上野發）●鶴嶋發（下り）午前七時二十五分（鎭西發）十一時四十分（盛岡發）午後三時四十七分（鎭西發）十一時四十分（自秋田）●仙臺發（下り）午前二時四十分、六時四十分（以上上野發）午後三時二十分（自秋田）●福島發（下り）午前七時二十分、十時二十分、午後一時十分、五時十分、七時五十分（自秋田）●郡山發（下り）午前七時二十分、十時二十分、午後一時十分、五時十分、七時五十分（自秋田）●白河發（下り）午前七時二十分、十時二十分、午後一時十分、五時十分、七時五十分

○山ノ手線電車時刻（[illegible]）

○水戸線電車時刻（小山發）

○[illegible]

時事新報

衆議院の休會

衆議院は去る十二日を以て二十六年度の豫算案を議了し二高等中學校費を除くの外は悉く豫算委員會の査定を可決して政府同意を要めたり越えて十六日に至り井上臨時總理大臣は他の閣僚と共に議院に出席して修正案に對する政府の意見を演べ既定の歳出と法律の結果とに依る費額は議院の節減不當にして到底政府は同意を表する能はざる事を斷言し衆議院の再考を求めたり議院は是に於て議事日程を變更し種々討議の末、修正案に對しては今更別に再考を要せざるを以て斯儘再び政府の同意を要むべしと議決し又々修正案を政府に送りて其同意を求めたり

斯くて昨日に至り衆議院の開會するや第一に政府の再覆牒を議場に報告したり其趣旨は憲法第六十七條の歳出に關しては曩に衆議院の要求に不同意を表したるに議院は更に政府の再考を求めたるも政府は斷じて不同意を表するの外なしと云ふにあり此報告に接するや議場に一の動議現はれ其趣旨は豫算案に付衆議院が酷般の費目に修正を加へたるは我國の民度を斟酌し輿論を代表したる正當の所爲なるを以て政府が到底之に同意せざる時は立憲政體の本旨に基き斷然決する所無かるべからず即ち議院の意見を容れて修正案に同意を表するか若又議院の所爲不當とならば宜しく之を解散すべし然らざれば政府自ら勇退すべし之に關して熟考の時を與へんが爲め五日間を期して議院を休會すべしと云ふにありて此動議は大多數を以て可決され彼の豫算修正案は又々政府に送られ議院は直ちに休會したり豫算案に關して政府と議院の衝突は次第に其困難を增し今後如何にして其局を結ぶ可きか容易に推測す可からざるの有樣を呈出せり

衆議院は政府が再三不同意を表するにも拘らず飽まで其初志を貫かんとし遂に休會して政府の熟考を促がすに至りたれども政府も初めより熟慮して此不同意を唱ふる事ならんなれば五日間休會の議決を以て容易に政府の意を變ずべしとも思はれず現に昨日政府は右決議の報に接するや直ちに覆牒を議院に送り之に就きては終始一貫更に異動なき事を斷言すと答へたり斯れば之に依りて政府の意志を動かす能はざるは既に明白にして議院も初めより斯あるべしと知らざるには非ざりしならん左れば此休會の必要は政府の熟考を求むる時間に非ず此時日を利用して議院自ら其仲間の整理を爲さんとするものなりとの疑ひなきに非ず左れど今日に當り各議員の意見は自ら決定し居りて今更如何ともす可からざれば實情を知らざる者の疑たるに過ぎざるなり故に此五日間の休會は唯だ其意見を貫かんとして一種の新手段を施したりとの名を得るのみにて毫も數府の意を動かす能はず又議員中の模樣も別に變更する所なく僅々三箇月の開會期を此上更に短縮して他の議事に時日の寡きを感ずるのみにて豫期の結果を見る能はざらん事を恐るゝものなり

雜報

○貴族院議事

一月十七日午前十時五十五分開議
二三の報告ありたる後直に議事日程第一に移る

集會及政社法改正案　第一讀會

特別委員長黑田長成氏登壇、本案は第一議會より以來屢々本院に送付し來りたるものなれども未幸にして未だ一回も議事に上りしことなし今回之を受領し審査するに當つては勉めて速成を期したりしが他委員會に出席を爲せし等の事故あり遂に本日迄延期せし次第なり而して委員會に於ては行政機關の運轉に差支なく又治安妨害等の憂なき以上は立憲政治の今日に於て爲し得べきものなるか而して政府答辯の裏面を觀察すれば己等は決にせしむべき方針に從ひ審査したりと云々として夫より逐條修正の箇條に就き詳述して降壇したるが小澤武雄氏第七條に就き質問し末松政府委員之に答へ谷、曾我の兩氏も亦同條に就き說明する處あり小澤氏即ち質問を止む議長は第二讀會に移すや否やに就き採決したるに大多數を以て二讀會に附すべきものと決定し黑田長成氏の動議にて本日第二讀會を開くことに定まりたり

貴族院議員男爵小澤武雄の陸軍中將免官に關する上奏案（否決）

書記官上奏文案を朗讀し曾我祐準氏二三の字句を修正し谷干城氏登壇せんとする折柄議長は一先づ休憩を命じたり時に十一時五十分なりし午後零時五十分再び開議

協議委員の撰擧

議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきことの議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきことと して衆議院より送付したる新聞紙法案に對し協議委員を開かんとの通牒を書記官長に朗讀せしめ且つ曰く衆議院に於ては既に協議委員十名を撰擧したる次第なれば本院に於ても亦速に撰擧せん就ては之より直に撰擧したるに三浦安氏の如き如何と議場に謀りたるに三浦安氏の説ありたれば議長は議場に謀りて委員を撰擧するなり云ひ三浦安氏之に贊成し伊達宗敦氏にて撰擧せんと云ひ三浦安氏之に贊成し伊達宗敦氏は議長の指名に一任せんと發議し亦贊成あり大原重朝氏に問ひたる結果は多數を以て各部撰擧せんと唱へ是に於て議長は直に部室に退き撰擧すべき旨を告ぐ茲に於て場内再び寂寥傍聽席に於て無聊を喞つ聲と欠伸の聲のみ一時間餘を空費せし後漸く鈴聲響けり

午後二時十五分開議

議長は午前十五分開議に權續すべき旨を告ぐ谷干城氏登壇、本員等の上奏案を提出したるの起りは明治二十四年十二月のみとなるが政府はその理由を說明するの義務なし又說明するの限に非ずと答辯したり又當時の新聞紙は種々之に關して揭載したる所あるも政府は之を取消し若くは正誤をも爲さゝりし故に山川氏は新聞紙所揭の記事を取消さゝるか或は事實ならんか云々の旨を以て質問したるが再び政府より冷淡なる答辯を得たり即ち新聞紙所揭の事項に附ては政府の預る所に非ずとその後再び質問せんとする折柄衆議院解散せられ遂に止みたるが翌二十五年五月に至り又々政府に質問せしに同じく冷淡なる答辯に接せり抑も本事件の起りたるや本員等の提出せし施政方針の建議案に對し小澤男爵は本邦に於て軍備の急務なるゆを切に說べ軍費節減軍事擴張のゆを演說したり是は十二月十四日のゆとなりしが再翌十六日に至りて小澤氏の邸へ陸軍大臣秘書官某來り上諭に依り辭表を提出せよと述べたり小澤氏は讀んで上諭を恐れ畏み直に辭表を奉呈翌日松方總理大臣より陸軍中將免官の辭令書を下付せり本員は事の發表せざる前に種々奔走したるその甲斐なく遂に時機後れとなりその當時當局大臣と對談したる本末は疾く記錄に存せり故に云ふべき必要なければ諸君に明示せず、憲法第五十二條には議員は議院にて發言したる意見に付院外に於て責を負ふゆとなし明記せり然るに小澤男爵の免官は議院に於ける演說が基と爲りたりと云ふは是れ明に憲法の明示する所に背戻するものなり故に政府に每度質問して明答を得る能はざる所以なりと信ず又小澤氏の身分上より之を論ぜば議員同氏は豫備に籍を置くゆ然るに陸軍中將の官を帶びたるものなり果して然らば通常人と雖も陸軍中將の官を分にて免官し若くは論旨を爲すゆとは能はず法律に據り勅令に基づかざる所なり即ち法律はいざ知らず小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の於ける外は許さゝる所なり即ち法律に據り勅令に基づかざる外は小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の外は小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の不條理なるゆとを述べ再び陸軍刑法を引き小澤氏の演說は該當すべき條項なきを論じ且つ小澤氏は豫備籍に在るものなれば陸軍の羈束を受くべき筈なく通常人と同じく議論議決することを得るのみならず議員として議場内に於て己の所見を述ふるに於て何かあらん歐洲列國に於ても皆軍人を議員に加へたり既に議員に加へ乍ら其所見を述べしめざる如き不都合なる筈なし左れば小澤氏の演說は敢て軍事の秘密を漏らしたるにも非ず只だ當局者の殿に障りたるのゆならん殿に障りて免官となりしものならん若し小澤氏の演說にして秘密を漏せし條條あれば示されたし本員は一々之を辨解せん斯く論じ來れば何れの點より論ずるも政府の處置は違憲なり故に答辯するゆとは能はざるものなり而して斯の如きゆとが果して立憲政體の今日に於て爲し得べきものなるか而して政府答辯の裏面を觀察すれば己等は決して責任なしと云ふものならんが憲法第五十五條に國務各大臣は天皇を輔弼しその責に任ずと明示せるに非ずや即ち自ら責を避けんとするは是亦憲法違反なり斯く論ずれば又憲法を究窮に解釋すべからず眞直に解釋すべからずと云ふ學者もあらんかなれども是は國家將來の爲に子孫萬世の爲に是非とも確め置かざるべからず諸君記錄は後世に傳はるなり子孫萬世に災を殘し永く憲法に疵を附すべからず何卒熟慮あらんゆとを乞ふと述べ退壇せんとする折柄千家尊福氏は愛嬌一番甚だ五月蠅く思はれんが鳥渡質問せんと云ひ出すや否や谷氏は大聲之に答へて曰く決して五月蠅さからず如何程にても質問すべしと述ぶ千家氏即ち三箇條を質問し谷氏一々之に答辯したり

小畑美稻氏登壇、本員は反對論者にて別に議論なく可否を決せんとは思ひしかども谷氏の憲法違反と云へる論に對しては一言せざるべからず谷氏は憲法第五十二條に就て論議されども議員は議員の資格に對して責を負はざるのみ小澤氏は陸海軍服務規律に背きたりとそれ故に責を負ふて免官となりたるものなり又小澤氏は陸軍大臣の論達を受け得心して辭表を提出したるものなり即ち自ら辭職を請求したるに同じ自ら辭職したるものなれば將校分に違ふ筈なし云々として退壇したり外山正一氏は小畑氏は陸軍大臣の論達と云へども上奏案に上論とありと注意す

次に曾我祐準氏登壇し大體は谷君既に詳述したれば本員は免官當時の事狀を述べんとてその當時小澤氏免官の原因に關する種々の說を惹き來り是等は決して免官の原因ならずその眞原因は全く議院に於ける演說に基けるものなりと論斷し尙ほその當時陸軍要路の人本員の邸を訪ひ小澤氏免官のゆとを云へり本員は一時間程論ぜしも更らに分らずその僅別れたる次第なるが是等もその證據の一にして此の上精しき證據を示せとなれば秘密會を開きし上示さん全體日本に於ては秘密若くは軍機と云へるゆとを聞きしたるものゆ如く茲に於て議長は本日の議事日程を報道して散會を告げたるは午後四時二十分なりし

○貴族院の見聞

○日の議場　疾風狂雨の後には必ず晴朗快霽の日あるは天候の順序なり社會の人事亦是と異ならず喧擾の後には必ず靜肅を來すものなるが昨日の貴族院は前日の盛觀に引替へ寂々寥々として議席傍聽席共に空席多く議事亦頗る無事平穩にして唯上奏案の件に關し二三の演說ありし迄にて格別の討議もなく終始平々として見開の以て特筆すべきものなく眞に大風後晴日の觀を呈せり

○席の經過　午前十時五十六分開會す例に依て議長の報告ありし直に議事日程に移る集會及政社法改正案特別委員長黑田長成侯登壇し委員會の經過及修正の理由を報道す次て同法案に關し小澤男爵と末松政府委員との間に種々の問答ありしのみにて直に本案の第二讀會を開くべきや否を採決せしに多數を以て開會の事に可決せしが黑田侯の動議に依り明日午後一時に議事に上りしゆとなし今回之に當つては勉めて速成を期したりしが他委員會に出席を爲せし等の事故あり遂に本日迄延期せし次第なり而して委員會に於ては行政機關の運轉に差支なく又治安妨害等の憂なき以上は立憲政治の今日に於て爲し得べきものなるか而して政府答辯の裏面を觀察すれば己等は決にせしむべき方針に從ひ審査したりと云々として夫より逐條修正の箇條に就き詳述して降壇したるが小澤武雄氏第七條に就き質問し末松政府委員之に答へ谷、曾我の兩氏も亦同條に就き說明する處あり小澤氏即ち質問を止む議長は第二讀會に移すや否やに就き採決したるに大多數を以て二讀會に附すべきものと決定し黑田長成氏の動議にて本日第二讀會を開くゆとに定まりたり

○貴族院議員男爵小澤武雄の陸軍中將免官に關する上奏案（否決）

書記官上奏文案を朗讀し曾我祐準氏二三の字句を修正し谷干城氏登壇せんとする折柄議長は一先づ休憩を命じたり時に十一時五十分なりし午後零時五十分再び開議

協議委員の撰擧

議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきゆとの議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきゆとして衆議院より送付したる新聞紙法案に對し協議委員を開かんとの通牒を書記官長に朗讀せしめ且つ曰く衆議院に於ては既に協議委員十名を撰擧したる次第なれば本院に於ても亦速に撰擧せん就ては之より直に撰擧したるに三浦安氏の如き如何と議場に謀りたるに三浦安氏の説ありたれば議長は議場に謀りて委員を撰擧するゆとなりたるにて撰擧せんと云ひ三浦安氏之に贊成し伊達宗敦氏は議長の指名に一任せんと發議し亦贊成あり大原重朝氏に問ひたる結果は多數を以て各部撰擧せんと唱へ是に於て議長は直に部室に退き撰擧すべき旨を告ぐ茲に於て場内再び寂寥傍聽席に於て無聊を喞つ聲と欠伸の聲のみ一時間餘を空費せし後漸く鈴聲響けり

午後二時十五分開議

議長は午前十五分開議に權續すべき旨を告ぐ谷干城氏登壇、本員等の上奏案を提出したるの起りは明治二十四年十二月のゆとなるが政府はその理由を說明するの義務なし又說明するの限に非ずと答辯したり又當時の新聞紙は種々之に關して揭載したる所あるも政府は之を取消し若くは正誤をも爲さゝりし故に山川氏は新聞紙所揭の記事を取消さゝるか或は事實ならんか云々の旨を以て質問したるが再び政府より冷淡なる答辯を得たり即ち新聞紙所揭の事項に附ては政府の預る所に非ずとその後再び質問せんとする折柄衆議院解散せられ遂に止みたるが翌二十五年五月に至り又々政府に質問せしに同じく冷淡なる答辯に接せり抑も本事件の起りたるや本員等の提出せし施政方針の建議案に對し小澤男爵は本邦に於て軍備の急務なるゆを切に說べ軍費節減軍事擴張のゆを演說したり是は十二月十四日のゆとなりしが再翌十六日に至りて小澤氏の邸へ陸軍大臣秘書官某來り上諭に依り辭表を提出せよと述べたり小澤氏は讀んで上諭を恐れ畏み直に辭表を奉呈翌日松方總理大臣より陸軍中將免官の辭令書を下付せり本員は事の發表せざる前に種々奔走したるその甲斐なく遂に時機後れとなりその當時當局大臣と對談したる本末は疾く記錄に存せり故に云ふべき必要なければ諸君に明示せず、憲法第五十二條には議員は議院にて發言したる意見に付院外に於て責を負ふゆとなし明記せり然るに小澤男爵の免官は議院に於ける演說が基と爲りたりと云ふは是れ明に憲法の明示する所に背戻するものなり故に政府に每度質問して明答を得る能はざる所以なりと信ず又小澤氏の身分上より之を論ぜば議員同氏は豫備に籍を置くゆ然るに陸軍中將の官を帶びたるものなり果して然らば通常人と雖も陸軍中將の官を分にて免官し若くは論旨を爲すゆとは能はず法律に據り勅令に基づかざる所なり即ち法律はいざ知らず小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の於ける外は許さゝる所なり即ち法律に據り勅令に基づかざる外は小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の外は小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の不條理なるゆとを述べ再び陸軍刑法を引き小澤氏の演說は該當すべき條項なきを論じ且つ小澤氏は豫備籍に在るものなれば陸軍の羈束を受くべき筈なく通常人と同じく議論議決することを得るのみならず議員として議場内に於て己の所見を述ふるに於て何かあらん歐洲列國に於ても皆軍人を議員に加へたり既に議員に加へ乍ら

○衆議院議事

十二月十七日午後一時五十五分開議
議長は例の如く書記官に朗讀せしめたる中、政府の覆牒に對し不同意を表するを以て議場に報告したり其趣旨は憲法第六十七條の歳出に關しては曩に衆議院の要求に不同意を表したるに議院は更に政府の再考を求めたるも政府は斷じて不同意を表するの外なしと云ふにあり此報告に接するや議場に一の動議現はれ其趣旨は豫算案に付衆議院が酷般の費目に修正を加へたるは我國の民度を斟酌し輿論を代表したる正當の所爲なるを以て政府が到底之に同意せざる時は立憲政體の本旨に基き斷然決する所無かるべからず即ち議院の意見を容れて修正案に同意を表するか若又議院の所爲不當とならば宜しく之を解散すべし然らざれば政府自ら勇退すべし之に關して熟考の時を與へんが爲め五日間を期して議院を休會すべしと云ふにありて此動議は大多數を以て可決され彼の豫算修正案は又々政府に送られ議院は直ちに休會したり豫算案に關して政府と議院の衝突は次第に其困難を增し今後如何にして其局を結ぶ可きか容易に推測す可からざるの有樣を呈出せり

衆議院は政府が再三不同意を表するにも拘らず飽まで其初志を貫かんとし遂に休會して政府の熟考を促がすに至りたれども政府も初めより熟慮して此不同意を唱ふる事ならんなれば五日間休會の議決を以て容易に政府の意を變ずべしとも思はれず現に昨日政府は右決議の報に接するや直ちに覆牒を議院に送り之に就きては終始一貫更に異動なき事を斷言すと答へたり斯れば之に依りて政府の意志を動かす能はざるは既に明白にして議院も初めより斯あるべしと知らざるには非ざりしならん左れば此休會の必要は政府の熟考を求むる時間に非ず此時日を利用して議院自ら其仲間の整理を爲さんとするものなりとの疑ひなきに非ず左れど今日に當り各議員の意見は自ら決定し居りて今更如何ともす可からざれば實情を知らざる者の疑たるに過ぎざるなり故に此五日間の休會は唯だ其意見を貫かんとして一種の新手段を施したりとの名を得るのみにて毫も數府の意を動かす能はず又議員中の模樣も別に變更する所なく僅々三箇月の開會期を此上更に短縮して他の議事に時日の寡きを感ずるのみにて豫期の結果を見る能はざらん事を恐るゝものなり

○貴族院議事

一月十七日午前十時五十五分開議
二三の報告ありたる後直に議事日程第一に移る

集會及政社法改正案　第一讀會

特別委員長黑田長成氏登壇、本案は第一議會より以來屢々本院に送付し來りたるものなれども未幸にして未だ一回も議事に上りしゆとなし今回之を受領し審査するに當つては勉めて速成を期したりしが他委員會に出席を爲せし等の事故あり遂に本日迄延期せし次第なり而して委員會に於ては行政機關の運轉に差支なく又治安妨害等の憂なき以上は立憲政治の今日に於て爲し得べきものなるか而して政府答辯の裏面を觀察すれば己等は決にせしむべき方針に從ひ審査したりと云々として夫より逐條修正の箇條に就き詳述して降壇したるが小澤武雄氏第七條に就き質問し末松政府委員之に答へ谷、曾我の兩氏も亦同條に就き說明する處あり小澤氏即ち質問を止む議長は第二讀會に移すや否やに就き採決したるに大多數を以て二讀會に附すべきものと決定し黑田長成氏の動議にて本日第二讀會を開くゆとに定まりたり

貴族院議員男爵小澤武雄の陸軍中將免官に關する上奏案（否決）

書記官上奏文案を朗讀し曾我祐準氏二三の字句を修正し谷干城氏登壇せんとする折柄議長は一先づ休憩を命じたり時に十一時五十分なりし午後零時五十分再び開議

協議委員の撰擧

議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきゆとの議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきゆとして衆議院より送付したる新聞紙法案に對し協議委員を開かんとの通牒を書記官長に朗讀せしめ且つ曰く衆議院に於ては既に協議委員十名を撰擧したる次第なれば本院に於ても亦速に撰擧せん就ては之より直に撰擧したるに三浦安氏の如き如何と議場に謀りたるに三浦安氏の説ありたれば議長は議場に謀りて委員を撰擧するゆとなりたるにて撰擧せんと云ひ三浦安氏之に贊成し伊達宗敦氏は議長の指名に一任せんと發議し亦贊成あり大原重朝氏に問ひたる結果は多數を以て各部撰擧せんと唱へ是に於て議長は直に部室に退き撰擧すべき旨を告ぐ茲に於て場内再び寂寥傍聽席に於て無聊を喞つ聲と欠伸の聲のみ一時間餘を空費せし後漸く鈴聲響けり

午後二時十五分開議

議長は午前十五分開議に權續すべき旨を告ぐ谷干城氏登壇、本員等の上奏案を提出したるの起りは明治二十四年十二月のゆとなるが政府はその理由を說明するの義務なし又說明するの限に非ずと答辯したり又當時の新聞紙は種々之に關して揭載したる所あるも政府は之を取消し若くは正誤をも爲さゝりし故に山川氏は新聞紙所揭の記事を取消さゝるか或は事實ならんか云々の旨を以て質問したるが再び政府より冷淡なる答辯を得たり即ち新聞紙所揭の事項に附ては政府の預る所に非ずとその後再び質問せんとする折柄衆議院解散せられ遂に止みたるが翌二十五年五月に至り又々政府に質問せしに同じく冷淡なる答辯に接せり抑も本事件の起りたるや本員等の提出せし施政方針の建議案に對し小澤男爵は本邦に於て軍備の急務なるゆを切に說べ軍費節減軍事擴張のゆを演說したり是は十二月十四日のゆとなりしが再翌十六日に至りて小澤氏の邸へ陸軍大臣秘書官某來り上諭に依り辭表を提出せよと述べたり小澤氏は讀んで上諭を恐れ畏み直に辭表を奉呈翌日松方總理大臣より陸軍中將免官の辭令書を下付せり本員は事の發表せざる前に種々奔走したるその甲斐なく遂に時機後れとなりその當時當局大臣と對談したる本末は疾く記錄に存せり故に云ふべき必要なければ諸君に明示せず、憲法第五十二條には議員は議院にて發言したる意見に付院外に於て責を負ふゆとなし明記せり然るに小澤男爵の免官は議院に於ける演說が基と爲りたりと云ふは是れ明に憲法の明示する所に背戻するものなり故に政府に每度質問して明答を得る能はざる所以なりと信ず又小澤氏の身分上より之を論ぜば議員同氏は豫備に籍を置くゆ然るに陸軍中將の官を帶びたるものなり果して然らば通常人と雖も陸軍中將の官を分にて免官し若くは論旨を爲すゆとは能はず法律に據り勅令に基づかざる所なり即ち法律はいざ知らず小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の於ける外は許さゝる所なり即ち法律に據り勅令に基づかざる外は小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の外は小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の不條理なるゆとを述べ再び陸軍刑法を引き小澤氏の演說は該當すべき條項なきを論じ且つ小澤氏は豫備籍に在るものなれば陸軍の羈束を受くべき筈なく通常人と同じく議論議決することを得るのみならず議員として議場内に於て己の所見を述ふるに於て何かあらん歐洲列國に於ても皆軍人を議員に加へたり既に議員に加へ乍ら

○衆議院議事

十二月十七日午後一時五十五分開議
議長は例の如く書記官に朗讀せしめたる中、政府の覆牒に對し不同意を表するを以て議場に報告したり其趣旨は憲法第六十七條の歳出に關しては曩に衆議院の要求に不同意を表したるに議院は更に政府の再考を求めたるも政府は斷じて不同意を表するの外なしと云ふにあり此報告に接するや議場に一の動議現はれ其趣旨は豫算案に付衆議院が酷般の費目に修正を加へたるは我國の民度を斟酌し輿論を代表したる正當の所爲なるを以て政府が到底之に同意せざる時は立憲政體の本旨に基き斷然決する所無かるべからず即ち議院の意見を容れて修正案に同意を表するか若又議院の所爲不當とならば宜しく之を解散すべし然らざれば政府自ら勇退すべし之に關して熟考の時を與へんが爲め五日間を期して議院を休會すべしと云ふにありて此動議は大多數を以て可決され彼の豫算修正案は又々政府に送られ議院は直ちに休會したり豫算案に關して政府と議院の衝突は次第に其困難を增し今後如何にして其局を結ぶ可きか容易に推測す可からざるの有樣を呈出せり

衆議院は政府が再三不同意を表するにも拘らず飽まで其初志を貫かんとし遂に休會して政府の熟考を促がすに至りたれども政府も初めより熟慮して此不同意を唱ふる事ならんなれば五日間休會の議決を以て容易に政府の意を變ずべしとも思はれず現に昨日政府は右決議の報に接するや直ちに覆牒を議院に送り之に就きては終始一貫更に異動なき事を斷言すと答へたり斯れば之に依りて政府の意志を動かす能はざるは既に明白にして議院も初めより斯あるべしと知らざるには非ざりしならん左れば此休會の必要は政府の熟考を求むる時間に非ず此時日を利用して議院自ら其仲間の整理を爲さんとするものなりとの疑ひなきに非ず左れど今日に當り各議員の意見は自ら決定し居りて今更如何ともす可からざれば實情を知らざる者の疑たるに過ぎざるなり故に此五日間の休會は唯だ其意見を貫かんとして一種の新手段を施したりとの名を得るのみにて毫も數府の意を動かす能はず又議員中の模樣も別に變更する所なく僅々三箇月の開會期を此上更に短縮して他の議事に時日の寡きを感ずるのみにて豫期の結果を見る能はざらん事を恐るゝものなり

○貴族院議事

一月十七日午前十時五十五分開議
二三の報告ありたる後直に議事日程第一に移る

集會及政社法改正案　第一讀會

特別委員長黑田長成氏登壇、本案は第一議會より以來屢々本院に送付し來りたるものなれども未幸にして未だ一回も議事に上りしゆとなし今回之を受領し審査するに當つては勉めて速成を期したりしが他委員會に出席を爲せし等の事故あり遂に本日迄延期せし次第なり而して委員會に於ては行政機關の運轉に差支なく又治安妨害等の憂なき以上は立憲政治の今日に於て爲し得べきものなるか而して政府答辯の裏面を觀察すれば己等は決にせしむべき方針に從ひ審査したりと云々として夫より逐條修正の箇條に就き詳述して降壇したるが小澤武雄氏第七條に就き質問し末松政府委員之に答へ谷、曾我の兩氏も亦同條に就き說明する處あり小澤氏即ち質問を止む議長は第二讀會に移すや否やに就き採決したるに大多數を以て二讀會に附すべきものと決定し黑田長成氏の動議にて本日第二讀會を開くゆとに定まりたり

貴族院議員男爵小澤武雄の陸軍中將免官に關する上奏案（否決）

書記官上奏文案を朗讀し曾我祐準氏二三の字句を修正し谷干城氏登壇せんとする折柄議長は一先づ休憩を命じたり時に十一時五十分なりし午後零時五十分再び開議

協議委員の撰擧

議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきゆとの議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきゆとして衆議院より送付したる新聞紙法案に對し協議委員を開かんとの通牒を書記官長に朗讀せしめ且つ曰く衆議院に於ては既に協議委員十名を撰擧したる次第なれば本院に於ても亦速に撰擧せん就ては之より直に撰擧したるに三浦安氏の如き如何と議場に謀りたるに三浦安氏の説ありたれば議長は議場に謀りて委員を撰擧するゆとなりたるにて撰擧せんと云ひ三浦安氏之に贊成し伊達宗敦氏は議長の指名に一任せんと發議し亦贊成あり大原重朝氏に問ひたる結果は多數を以て各部撰擧せんと唱へ是に於て議長は直に部室に退き撰擧すべき旨を告ぐ茲に於て場内再び寂寥傍聽席に於て無聊を喞つ聲と欠伸の聲のみ一時間餘を空費せし後漸く鈴聲響けり

午後二時十五分開議

議長は午前十五分開議に權續すべき旨を告ぐ谷干城氏登壇、本員等の上奏案を提出したるの起りは明治二十四年十二月のゆとなるが政府はその理由を說明するの義務なし又說明するの限に非ずと答辯したり又當時の新聞紙は種々之に關して揭載したる所あるも政府は之を取消し若くは正誤をも爲さゝりし故に山川氏は新聞紙所揭の記事を取消さゝるか或は事實ならんか云々の旨を以て質問したるが再び政府より冷淡なる答辯を得たり即ち新聞紙所揭の事項に附ては政府の預る所に非ずとその後再び質問せんとする折柄衆議院解散せられ遂に止みたるが翌二十五年五月に至り又々政府に質問せしに同じく冷淡なる答辯に接せり抑も本事件の起りたるや本員等の提出せし施政方針の建議案に對し小澤男爵は本邦に於て軍備の急務なるゆを切に說べ軍費節減軍事擴張のゆを演說したり是は十二月十四日のゆとなりしが再翌十六日に至りて小澤氏の邸へ陸軍大臣秘書官某來り上諭に依り辭表を提出せよと述べたり小澤氏は讀んで上諭を恐れ畏み直に辭表を奉呈翌日松方總理大臣より陸軍中將免官の辭令書を下付せり本員は事の發表せざる前に種々奔走したるその甲斐なく遂に時機後れとなりその當時當局大臣と對談したる本末は疾く記錄に存せり故に云ふべき必要なければ諸君に明示せず、憲法第五十二條には議員は議院にて發言したる意見に付院外に於て責を負ふゆとなし明記せり然るに小澤男爵の免官は議院に於ける演說が基と爲りたりと云ふは是れ明に憲法の明示する所に背戻するものなり故に政府に每度質問して明答を得る能はざる所以なりと信ず又小澤氏の身分上より之を論ぜば議員同氏は豫備に籍を置くゆ然るに陸軍中將の官を帶びたるものなり果して然らば通常人と雖も陸軍中將の官を分にて免官し若くは論旨を爲すゆとは能はず法律に據り勅令に基づかざる所なり即ち法律はいざ知らず小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の於ける外は許さゝる所なり即ち法律に據り勅令に基づかざる外は小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の外は小澤男爵の免官を誰も爲し能はざるを引き來り尊ず免官の不條理なるゆとを述べ再び陸軍刑法を引き小澤氏の演說は該當すべき條項なきを論じ且つ小澤氏は豫備籍に在るものなれば陸軍の羈束を受くべき筈なく通常人と同じく議論議決することを得るのみならず議員として議場内に於て己の所見を述ふるに於て何かあらん歐洲列國に於ても皆軍人を議員に加へたり既に議員に加へ乍ら

○衆議院議事

十二月十七日午後一時五十五分開議
議長は例の如く書記官に朗讀せしめたる中、政府の覆牒に對し不同意を表するを以て議場に報告したり其趣旨は憲法第六十七條の歳出に關しては曩に衆議院の要求に不同意を表したるに議院は更に政府の再考を求めたるも政府は斷じて不同意を表するの外なしと云ふにあり此報告に接するや議場に一の動議現はれ其趣旨は豫算案に付衆議院が酷般の費目に修正を加へたるは我國の民度を斟酌し輿論を代表したる正當の所爲なるを以て政府が到底之に同意せざる時は立憲政體の本旨に基き斷然決する所無かるべからず即ち議院の意見を容れて修正案に同意を表するか若又議院の所爲不當とならば宜しく之を解散すべし然らざれば政府自ら勇退すべし之に關して熟考の時を與へんが爲め五日間を期して議院を休會すべしと云ふにありて此動議は大多數を以て可決され彼の豫算修正案は又々政府に送られ議院は直ちに休會したり豫算案に關して政府と議院の衝突は次第に其困難を增し今後如何にして其局を結ぶ可きか容易に推測す可からざるの有樣を呈出せり

衆議院は政府が再三不同意を表するにも拘らず飽まで其初志を貫かんとし遂に休會して政府の熟考を促がすに至りたれども政府も初めより熟慮して此不同意を唱ふる事ならんなれば五日間休會の議決を以て容易に政府の意を變ずべしとも思はれず現に昨日政府は右決議の報に接するや直ちに覆牒を議院に送り之に就きては終始一貫更に異動なき事を斷言すと答へたり斯れば之に依りて政府の意志を動かす能はざるは既に明白にして議院も初めより斯あるべしと知らざるには非ざりしならん左れば此休會の必要は政府の熟考を求むる時間に非ず此時日を利用して議院自ら其仲間の整理を爲さんとするものなりとの疑ひなきに非ず左れど今日に當り各議員の意見は自ら決定し居りて今更如何ともす可からざれば實情を知らざる者の疑たるに過ぎざるなり故に此五日間の休會は唯だ其意見を貫かんとして一種の新手段を施したりとの名を得るのみにて毫も數府の意を動かす能はず又議員中の模樣も別に變更する所なく僅々三箇月の開會期を此上更に短縮して他の議事に時日の寡きを感ずるのみにて豫期の結果を見る能はざらん事を恐るゝものなり

○衆議院議事

十二月十七日午後一時五十五分開議
議長は例の如く書記官に朗讀せしめたる中、政府の覆牒に對し不同意を表するを以て議場に報告したり其趣旨は憲法第六十七條の歳出に關しては曩に衆議院の要求に不同意を表したるに議院は更に政府の再考を求めたるも政府は斷じて不同意を表するの外なしと云ふにあり此報告に接するや議場に一の動議現はれ其趣旨は豫算案に付衆議院が酷般の費目に修正を加へたるは我國の民度を斟酌し輿論を代表したる正當の所爲なるを以て政府が到底之に同意せざる時は立憲政體の本旨に基き斷然決する所無かるべからず即ち議院の意見を容れて修正案に同意を表するか若又議院の所爲不當とならば宜しく之を解散すべし然らざれば政府自ら勇退すべし之に關して熟考の時を與へんが爲め五日間を期して議院を休會すべしと云ふにありて此動議は大多數を以て可決され彼の豫算修正案は又々政府に送られ議院は直ちに休會したり豫算案に關して政府と議院の衝突は次第に其困難を增し今後如何にして其局を結ぶ可きか容易に推測す可からざるの有樣を呈出せり

衆議院は政府が再三不同意を表するにも拘らず飽まで其初志を貫かんとし遂に休會して政府の熟考を促がすに至りたれども政府も初めより熟慮して此不同意を唱ふる事ならんなれば五日間休會の議決を以て容易に政府の意を變ずべしとも思はれず現に昨日政府は右決議の報に接するや直ちに覆牒を議院に送り之に就きては終始一貫更に異動なき事を斷言すと答へたり斯れば之に依りて政府の意志を動かす能はざるは既に明白にして議院も初めより斯あるべしと知らざるには非ざりしならん左れば此休會の必要は政府の熟考を求むる時間に非ず此時日を利用して議院自ら其仲間の整理を爲さんとするものなりとの疑ひなきに非ず左れど今日に當り各議員の意見は自ら決定し居りて今更如何ともす可からざれば實情を知らざる者の疑たるに過ぎざるなり故に此五日間の休會は唯だ其意見を貫かんとして一種の新手段を施したりとの名を得るのみにて毫も數府の意を動かす能はず又議員中の模樣も別に變更する所なく僅々三箇月の開會期を此上更に短縮して他の議事に時日の寡きを感ずるのみにて豫期の結果を見る能はざらん事を恐るゝものなり

雜報

○貴族院議事

一月十七日午前十時五十五分開議
二三の報告ありたる後直に議事日程第一に移る

集會及政社法改正案　第一讀會

特別委員長黑田長成氏登壇、本案は第一議會より以來屢々本院に送付し來りたるものなれども未幸にして未だ一回も議事に上りしゆとなし今回之を受領し審査するに當つては勉めて速成を期したりしが他委員會に出席を爲せし等の事故あり遂に本日迄延期せし次第なり而して委員會に於ては行政機關の運轉に差支なく又治安妨害等の憂なき以上は立憲政治の今日に於て爲し得べきものなるか而して政府答辯の裏面を觀察すれば己等は決にせしむべき方針に從ひ審査したりと云々として夫より逐條修正の箇條に就き詳述して降壇したるが小澤武雄氏第七條に就き質問し末松政府委員之に答へ谷、曾我の兩氏も亦同條に就き說明する處あり小澤氏即ち質問を止む議長は第二讀會に移すや否やに就き採決したるに大多數を以て二讀會に附すべきものと決定し黑田長成氏の動議にて本日第二讀會を開くゆとに定まりたり

貴族院議員男爵小澤武雄の陸軍中將免官に關する上奏案（否決）

書記官上奏文案を朗讀し曾我祐準氏二三の字句を修正し谷干城氏登壇せんとする折柄議長は一先づ休憩を命じたり時に十一時五十分なりし午後零時五十分再び開議

協議委員の撰擧

議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきゆとの議長は午前の議事を繼續する前に報告すべきゆとして衆議院より送付したる新聞紙法案に對し協議委員を開かんとの通牒を書記官長に朗讀せしめ且つ曰く衆議院に於ては既に協議委員十名を撰擧したる次第なれば本院に於ても亦速に撰擧せん就ては之より直に撰擧したるに三浦安氏の如き如何と議場に謀りたるに三浦安氏の説ありたれば議長は議場に謀りて委員を撰擧するゆとなりたるにて撰擧せんと云ひ三浦安